

諮問番号：令和元年度諮問第43号

答申番号：令和2年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分2（費用徴収処分）に係る請求は却下されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分1（生活保護費返還処分）及び原処分2は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 原処分1について

ア 入院中においては、運動靴、ちり紙、バスタオル等が必要であることは明らかであるから、入院諸雑費としての2万500円が原処分1に係る返還額から控除されるべきである。

イ 地方公共団体の福祉的給付金や原子爆弾被爆者に対する手当等、社会的ハンディキャップを負っている者を慰謝激励することを目的とするものについては収入認定から除外することとしている保護の処理基準を類推適用し、請求人が自動車に衝突された交通事故（以下「本件事故」という。）に係る保険金（以下「本件保険金」という。）における慰謝料についても、保険会社による算定額の4分の1程度である4万3,000円が原処分1に係る返還額から控除されるべきである。

(2) 原処分2について

生活保護法（以下「法」という。）第77条の2の費用徴収処分とは保護費の不正受給や税の滞納等があった場合に適用される規定であり、また、同条は、被保護者からの申出があった場合に適用されるものであるところ、処分庁は、請求人が原処分1に係る返還額を一括納付する旨を申し出ているにもかかわらず原処分2を行ったものであり、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分1について

処分庁は、法第4条第1項に定める補足性の原理にのっとり、慰謝料を含む本件保険金収入について、法令等に基づき返還額の決定を行っている。また、入院諸雑費は、生活扶助費により賄われるべきものであることから、原処分1に係る返還額から入院諸雑費及び慰謝料の控除を認めるべきとの請求

人の主張は理由がない。

(2) 原処分2について

請求人が引用する法第78条の2第1項は、法第77条の2第1項により費用徴収することとした場合の徴収金について、被保護者からの申出により、当該被保護者に支給する保護金品から徴収することができる旨を定めるものであるが、処分庁は原処分2に係る徴収金について、請求人の保護金品との調整を行った事実はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分1は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 原処分2の取消しを求める請求は、法律上の利益を欠く不適法なものとして却下を免れない。
- 3 原処分1について、処分庁は、本件保険料収入から必要経費と認めた文書料を控除し、その残額のうち8,000円を超える額を収入として認定した上で、当該収入から自立更生費と認めた灯油タンク購入代を控除して返還額を決定しており、かかる取扱いは保護の処理基準にのっとったものと認められ、違法又は不当な点はない。

なお、入院諸雑費は、経常的最低生活費により賄われるべきであり、当該経費の控除を認めないとしても、請求人世帯の自立を著しく阻害するとは認められない。また、「慰謝激励をすることを目的とするもの」として収入認定から除外されるものは、保護の処理基準に限定列举されているのであるから、本件保険金に適用することはできない。

そして、保護の種類の設定に当たっては、収入充当額について、第1に衣食等の生活費に充当させることとされているから、自立更生のための用途に供されない限り、慰謝料の控除を認めないとしても、請求人世帯の自立を著しく阻害するとは認められない。

- 4 原処分2については、法第63条により保護の実施機関が定める額の一部を請求人から徴収しようとするものであり、この場合の徴収金は、国税徴収の例により徴収することができることとされているところ、請求人は、原処分1により決定された返還額を全額納付しているのであるから、返還金の納付義務は既に消滅しており、もはや当該徴収金を国税徴収の例により徴収される地位にはない。したがって、請求人に原処分2の取消しを求める法律上の利益はなく、原処分2に係る請求は不適法なものとして却下を免れない。
- 5 以上のとおり、原処分1は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求のうち原処分1に係る請求は、棄却されるべきである。また、本件審査請求のうち原処分2に係る請求は不適法であるから却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年3月3日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日及び30日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができることとされ（法第77条の2第1項）、この場合の徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができることとされている（同法第2項）。

そして、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、収入の認定指針として、保険金等の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。

さらに、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額が法第63条による返還対象となるものの、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して差し支えないとされている。

なお、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁による処分によって直接、自己の権利利益を侵害され、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者でなければ、これを行うことはできないと解されている。

そこで本件についてみると、処分庁は、原処分1を行うに当たり、保護の処理基準に基づき、本件保険金収入について、当該収入額から必要経費として認めた文書料740円を控除した額が8,000円を超えていたため、その超える額を収入として認定した上で、灯油タンク購入代3万6,100円を自立更生費として控除して返還額を決定したことが認められる。

この点、請求人は、入院諸雑費及び慰謝料についても返還額から控除すべきであると主張している。しかしながら、請求人が入院諸雑費として挙げる入院

中の運動靴、ちり紙、バスタオル等の消耗品費は、衣食等月々の経常的な最低生活需要として経常的最低生活費の範囲内において賄われるべきものである。また、請求人が主張する給付金等は、特定の者に対しその障害や社会的ハンディキャップに基づく諸々の不安の解消、慰謝あるいはその障害を克服して社会生活に適応するよう慰謝激励すること目的するものである点に着目して、収入認定しないこととされているものであり、これと本件の慰謝料を同様に取り扱うことが相当とは認められない。したがって、入院諸雑費及び慰謝料を返還額から控除しなかったことが、請求人の自立更生を著しく阻害するとまでは認められず、請求人の主張を採用することはできない。

なお、原処分2は、法第63条により保護の実施機関が定める額の一部を請求人から徴収しようとするものであり、この徴収金は、国税徴収の例により徴収することができることとされている。ただし、これは今後において徴収金が支払われなかった場合の見通しが示されたものにすぎず、請求人が自発的に徴収金を納付する権利までを侵害するものではない。そして、請求人は、徴収金を全額納付していることが認められる。そうすると、徴収金の納付義務は既に消滅しており、請求人は徴収金を国税徴収の例により徴収される地位にない。したがって、請求人に原処分2の取消しを求める法律上の利益はなく、本件審査請求のうち原処分2の取消しを求める部分は、不適法なものとして却下を免れない。

以上のとおり、原処分1には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められる。よって、本件審査請求のうち、原処分2に係る請求を却下し、その余の請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委 員 (会長) 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 日 笠 倫 子